

官報

号外

平成十二年五月十六日

○第四百七十七回 衆議院會議録 第三十四号

平成十二年五月十六日(火曜日)

議事日程 第三十号

平成十二年五月十六日

午後一時開議

第一 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案(内閣提出)

第二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 母体保護法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○本日の会議に付した案件
永年在職の議員越智通雄君に対し、院議をもつて功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

日程第一 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案(内閣提出)

日程第二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 母体保護法の一部を改正する法律案(参議院提出)

午後一時二分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました越智通雄君に対し、先例により、院議をもつてその功労を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決まりました。

表彰文を朗読いたします。

議員越智通雄君は衆議院議員に当選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、越智通雄君から発言を求められております。これを許します。越智通雄君。

〔越智通雄君登壇〕

○越智通雄君 永年勤続表彰に対する謝辞を申し上げる前に、小淵前総理の御逝去に対し心より哀悼の意をささげ、前総理の御功績をたたえらるるにも、長年にわたる御指導に深く感謝の意を申し上げます。

上げます。

ただいま在職二十五年勤続の表彰をこの本会議場でいただきましたことを大変にうれしく、感動をもつて感謝申し上げます。変化の激しい東京の選挙区で長年にわたり私に議席を与えてくださった世田谷区、目黒区の皆さんの御支援に心から感謝するとともに、また、政治家としての御薫陶を下さった数多くの先輩、同僚議員に御礼申し上げます。

私は、昭和四十七年十二月の第三十三回総選挙で初当選した者であります。当時は、その年の夏に行われました総裁選挙で田中角栄内閣が発足し、新しい政治への期待が高まっていたときでありました。当時四十三歳の私のポスターも、「このままでいいのか おちみちおと平仮名でしか書いていないものでありまして、表題よりも名前そのものが、「上から読んでもおちみちお、下から読んでもおちみちお」と小学生たちにもてはやされたものでありました。

政治家として常に政治の現状を憂い、国の将来を考えて、この「このままでいいのか」という気持ちを持ち続けていかなければならないと考えています。また、そのようにこの二十五年間努めてきたつもりであります。しかし、同時に、戦後五十五年間我が国の踏み締めてきた政治の流れはこの国会議事堂の中に色濃く足跡を残しており、そのときそのときの大きな政治決断を尊重しつつ、あすの政治を考えていかなければならないと考えております。

この二十五年間数多くの政党が出現し、また間もなく消滅していききました。しかし、私はもともと故賀屋興宣先生と故広川弘禪先生の後継者として

て、自由民主党の皆様の手で生み育てていただきました。政党や選挙区をいろいろと変える人を、そのときそのときの時流に乗って目先のきく政治家家と思う方も多いかもしれませんが、私は愚直なまでにいちずの道を走ってまいりました。それが政治家としての生きるべき道だと信じているからであります。(拍手)

五年前亡くなりました福田赳夫元総理は、私の義理の父であると同時に、政治の師匠でもありました。何よりも厳しく教えられたのは、清潔な政治家として貫き通すようにとの教えであります。金にきれいな政治を守り、自分の選挙や保身よりも、純粹に国家国民のために行動するようにと、今もって私の耳元に父の声が響いている思いであります。

政治家として、政策各般にわたり、それなりにしっかりと知識経験を積み重ねてまいりました。同時に、自分ならではの専門分野を築いていくとも教えられました。

私は、銀座の商人の家に生まれ、小さいときから中小企業主としての父親の苦労を見てまいりました。大蔵省を選んだのも、日本経済のために役立ちたいと思ったからであります。そして、国会議員になってからも、この道でなければならぬ議員にも負けない人並み以上の働きができるという思いから、その道一筋に参りました。大蔵委員長、予算委員長、経済企画庁長官、金融再生委員長等を歴任させていただきましたことを深く感謝いたしております。

去る二月末、少人数の研修会での発言が一般の人に誤解を招きやすかったということで野党の攻撃に遭い、このことが平成十二年度予算の審議日

程を大きく狂わせる結果になるのではないかと、うことを懸念し、国務大臣を辞任いたしました。御期待いただき、御支援を賜りました皆様には大変御迷惑をおかけし、申しわけなく存じておりますが、これは、マスコミの言うような検査に手心を加えるという趣旨のものではなく、あくまでも、中小企業金融は景気回復のために極めて大切であるから、しっかりと定規な検査にならないようにとの願いを込めて申し上げたものであります。(拍手)

私にとっては、「世界の中の日本経済」というのがライフテーマであります。大学を出て以来懸命に追い続け、まだ、なお道遠きものを感じながら、模索しているところであります。

国会は、国民に対し、あすの希望をそれぞれが見出せるよう環境を整備していかなければなりません。私も、国民の繁栄と幸福を確立するために、さらに一段の知恵を絞り、政策実現の努力を重ねたいと思います。その繁栄は、成長率などパーセントで論ずるものではなく、国民一人一人が心豊かな生活を実感できる繁栄でなければなりません。まさに、森総理が去る四月の所信表明演説で申されました「安心して夢を持って暮らせる国家」そのとおりであります。

同時に、その繁栄は、アジアの中の日本として、アジアの諸国と分かち合える繁栄でありたいと思います。半世紀以上たった戦争の古傷を何とか癒して、アジア諸国から敬愛される日本という位置づけを確立して初めて戦後の政治が終わわり、我々昭和戦前生まれの政治家の次の世代に対する責任が全うできるのではないのでしょうか。永年勤続のこの榮譽を胸に刻んで、これから

二十五年の政治経験と四十数年の研究成果をつぎ込みつつ、森連立政権のもと、国会議員としての政治活動に邁進することをお誓いして、感謝の言葉といたします。ありがとうございました。(拍手)

日程第一 特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。商工委員長中山成彬君。

特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中山成彬君登壇)

○中山成彬君 たいいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、原子力発電を進めていく上で残された最重要課題の一つである使用済み燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の地層内最終処分に、計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、通商産業大臣は、最終処分に關する基本方針及び最終処分計画を、あらかじめ原子力委員会、原子力安全委員会の意見を聞いた上で、閣

議の決定を経て定めるものとする、なお、通商産業大臣は、最終処分計画における概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、あらかじめ当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞かなければならないものとする、

第二に、通商産業大臣の認可を受けて設立される原子力発電環境整備機構は、概要調査地区等を選定しようとするときは、所要の調査を行い、その結果に基づいて選定し、同大臣の承認を受けるものとする、

第三に、発電用原子炉設置者は、特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用に充てるため、毎年、機構に拠出金を納付しなければならないものとする、

第四に、最終処分の実施に關する安全の確保のための規制については、別に法律で定めるところによるものとする、

等であります。

本案は、去る四月二十一日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同二十八日深谷通商産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。その後、五月九日より質疑を行い、十日には参考人から意見を聴取し、十一日に科学技術委員会との連合審査会を行うなど慎重な審査を行いました。

かくて、十二日、質疑を結局いたしましたところ、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、保守党、自由党の五会派から、通商産業大臣が概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、都道府県知事等から聴取した意見を十分に尊重しなければならないことを内容とする修正案が提出されました。

修正案の提案理由を聴取した後、討論を行い、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王

国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 母体保護法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、社会保障に關する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王

国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案、日程第三、母体保護法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長江口一雄君。

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

母体保護法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(江口一雄君登壇)

○江口一雄君 ただいま議題となりました二法案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、日英両国の年金制度への二重加入問題の解決を図ることを目的とした社会保障に関する日英協定を実施するため、公的年金各法について、被保険者の資格に関する特例等を設けるものであります。

本案は、去る四月二十一日参議院より送付され、五月十日付託となり、同月十二日丹羽厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、母体保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期間を平成十七年

七月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

本案は、参議院提出によるものであり、去る五月十日日本委員会に付託され、同月十二日参議院国民福祉委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十一分散会

出席國務大臣

厚生 大臣 丹羽 雄哉君
通商産業大臣 深谷 隆司君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

漁港法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する千九百九十九年十二月二十日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

一、去る十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方分権推進法の一部を改正する法律

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律

行政機関の職員に定員に関する法律等の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

港灣労働法の一部を改正する法律

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付

随する措置に関する法律

電気通信事業法の一部を改正する法律

(議員死去)

一、さきに永年在職議員として院議表彰された群馬県第五区選出議員小淵恵三君は、去る十四日死去された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

小川 元君

嘉数 知賢君

阪上 善秀君

桜井 郁三君

鈴木 俊一君

中野 正志君

厚生委員

辞任

伊吹 文明君

石崎 岳君

遠藤 利明君

宮島 大典君

家西 恒君

中桐 伸五君

小沢 辰男君

小林 守君

田村 憲久君

戸井田 徹君

古屋 圭司君

山本 公一君

渡辺 具能君

補欠

鈴木 俊一君

中野 正志君

桜井 郁三君

阪上 善秀君

小川 元君

嘉数 知賢君

補欠

古屋 圭司君

大石 秀政君

山本 公一君

渡辺 具能君

河村たかし君

小林 守君

並木 正芳君

中桐 伸五君

菅 義偉君

渡辺 博道君

伊吹 文明君

村田 吉隆君

宮腰 光寛君

商工委員

辞任

岡部 英男君

奥谷 通君

古賀 正浩君

新藤 義孝君

田中 和徳君

竹本 直一君

中山 太郎君

山本 譲司君

赤羽 一嘉君

西川 知雄君

実川 幸夫君

萩野 浩基君

松本 純君

木村 勉君

小林 多門君

中山 利生君

松下 忠洋君

矢上 雅義君

渡辺 博道君

岩國 哲人君

富田 茂之君

補欠

中山 利生君

木村 勉君

松下 忠洋君

萩野 浩基君

松本 純君

実川 幸夫君

矢上 雅義君

岩國 哲人君

富田 茂之君

並木 正芳君

小林 多門君

渡辺 博道君

田中 和徳君

奥谷 通君

竹本 直一君

岡部 英男君

古賀 正浩君

中山 太郎君

新藤 義孝君

山本 譲司君

赤羽 一嘉君

労働委員

辞任

白川 勝彦君

山本 公一君

議院運営委員

辞任

奥谷 通君

棚橋 泰文君

佐藤 茂樹君

西野 陽君

畠山健治郎君

大石 秀政君

森 英介君

漆原 良夫君

松浪健四郎君

深田 肇君

(常任委員死去)

一、去る十四日、懲罰委員小淵恵三君は死去された。

(議案提出)

一、去る十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案(虎島和夫君外四名提出)

(議案受領)

一、去る十二日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第七十七号)(参議院送付)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七十八号)(参議院送付)

金融商品の販売等に関する法律案(内閣提出第八十九号)(参議院送付)

以上三件 大蔵委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

児童虐待の防止等に関する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)

一、去る十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

児童虐待の防止等に関する法律案

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案

(議案付託)

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第七十七号)(参議院送付)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七十八号)(参議院送付)

金融商品の販売等に関する法律案(内閣提出第八十九号)(参議院送付)

以上三件 大蔵委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

児童虐待の防止等に関する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)

一、去る十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

児童虐待の防止等に関する法律案

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案

一、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案(虎島和夫君外四名提出)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第七十七号)(参議院送付)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七十八号)(参議院送付)

金融商品の販売等に関する法律案(内閣提出第八十九号)(参議院送付)

以上三件 大蔵委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

児童虐待の防止等に関する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)

一、去る十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

児童虐待の防止等に関する法律案

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案

一、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案(虎島和夫君外四名提出)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第七十七号)(参議院送付)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七十八号)(参議院送付)

金融商品の販売等に関する法律案(内閣提出第八十九号)(参議院送付)

以上三件 大蔵委員会 付託

(議案通知)

一、去る十二日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

一、去る十二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

漁港法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十二日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議事第三十八表(日本国の議事表)の修正及び訂正に関する千九百九十九年十二月二十日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

一、去る十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方分権推進法の一部を改正する法律案

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

行政機関の職員に関する法律等の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

港湾労働法の一部を改正する法律案

平成十二年五月十六日 衆議院会議録第三十四号

議長報告

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る十二日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

企業組織の再編における労働者の保護に関する法律案(日野市朗君外四名提出)

(議案撤回通知)

一、去る十二日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

企業組織の再編における労働者の保護に関する法律案(日野市朗君外四名提出)

(答弁書受領)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出バイオ施設の安全性に関する質問に対する答弁書

平成十二年三月八日提出
質問 第一四号

バイオ施設の安全性に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

バイオ施設の安全性に関する質問主意書

現代は「突発出現ウィルスの時代」と呼ばれるように、WHO(世界保健機関)は過去二十二年間に三十以上の未知の新しい感染症が登場したと報告し

ている。その原因として遺伝子組換えをあげる有力な学説もあり、未知のバイオハザード(生物災害)の危険性が憂慮されている。

こうした病原体や組換えDNA、実験動物等を扱うバイオ施設は、排気、廃棄物、排水、排煙等を通して、周辺への最大の汚染源となる可能性がある。その場合、原因となった病原体等を直ちに検知することは困難であり、漏洩が超微量でも一定の条件下では増殖も有り得る。

しかし、我が国は欧米諸国と異なり、これらバイオ施設への立地規制や届出制度、査察制度もなく、文字通り無法状態にある。その結果、多くのバイオ施設が人口密集地あるいはその周辺に立地し、各地でバイオ施設規制の住民運動が取り組まれてきたが、一方で、圧倒的多数の住民は、こうした危険物と背中合わせに生活していることすら知られてはいない。昨年九月三十日に起きた東海「臨界事故」の教訓は、バイオ施設に関しても生かされるべきである。

二十一世紀に向けて、政府はバイオテクノロジ分野の研究・開発の推進に前向きであるが、推進にあたってはバイオ施設に対する法的・社会的規制の確立が望まれる。

以下、バイオ施設の安全性確保について質問する。

一 日本全国にある組換えDNA研究施設、病原体施設、実験動物施設の立地状況・安全性確保の実態を政府及び各地方自治体が、現在どの程度把握しているのか明らかにされたい。また、把握状況が不十分であれば、至急に全国調査が必要と考えるが、いかがか。

二 前項の各施設の名称、立地場所、事業項目、

病原体等の種名を国民への安全性情報の開示の立場から公表すべきと考えるが、いかがか。

三 病原体の扱いを定めた法令のない日本では、国立感染症研究所病原体等安全管理規程が全国の病原体を扱う施設において参考にされてきた。しかし、この規程は感染症研究所の内部的な規程にすぎず、今後、法令の整備が必要と考えるが、いかがか。

四 バイオ施設から病原体や組換えDNAが漏出した場合、周辺環境への影響を把握するための調査等の手法の確立が必要と考えるが、いかがか。

五 WHO「Safety in Healthcare Laboratories」(1997年 和訳「保健関係施設の安全性」)では「高度封じ込め実験施設あるいは危険な実験施設は、患者や公衆のいる地域とよく使われる道路から離れて立地されなければならない」(P. 16)とし、バイオ施設の立地について規制している。日本でもこれに従い住宅地及び公衆の集まる地域に立地することを禁ずる法的な規制が必要と考えるが、いかがか。

六 前項との関連で、建築基準法別表第2(と)三(16)で、「安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、住居の環境を保護する上で支障がある事業を政令で定め、こうした事業を営む工場の住宅地への立地を禁ずるもの」としているが、この政令は未だ制定されていない。今後、この政令で定める事業の中にバイオ試験研究を含めるべきと考えるが、いかがか。

七 住宅地に立地する研究施設について、昭和52住指発778号通達で、近隣の居住環境を害

する恐れのある用途が主である施設は、旧第二種住居専用地域（現第一種中高層住居専用地域）には立地できないとされている。この点で、バイオ研究施設は少なくとも第一種中高層住宅専用地域には立地できないと考えるが、いかがか。

八 阪神淡路大震災の被災状況を踏まえて一九九六年十月に建設省が制定した「官庁施設の総合耐震計画基準」（以下「建設省耐震基準」という）では、病原菌類を扱う試験研究施設に対し、石油類、高圧ガス、火薬類等を扱う施設よりも厳しい耐震安全性を求めているが、現行の建築基準法では、石油類等の消防法で定める危険物や高圧ガス、火薬類を危険物の対象としているものの、病原菌類は対象とはしていない。この点で今後建築基準法を早急に整備し、病原菌類を危険物の対象とすることが必要と考えるが、いかがか。

九 組換えDNA実験指針では、地震時、火災時、停電時など非常時における安全対策について具体的に触れられておらず、各事業者任せになっている。地震国日本においては、地震時における物理的封じ込めを維持することが病原菌類を扱う施設の安全性確保の必須条件であるが、そのためには建築基準法の遵守だけでは不十分である。そこで、バイオ施設については、官庁施設のみならず民間施設についても少なくとも前掲の「建設省耐震基準」を適用することを義務付けるべきと考えるが、いかがか。

十 組換えDNA実験で有効に機能しなかったベクターの保管・廃棄状況を政府はどのように把握しているのか明らかにされたい。

十一 病原体や組換えDNAの輸送中の事故対策

について政府はどのように策定しているのか明らかにされたい。

十二 各省庁にまたがるバイオテクノロジーの安全性確保のために統一的な対策が必要と考えられるが、中央省庁改革の中で主務官庁をいかに位置付けるのか。文部科学省を主務官庁とし、中心となって取り組む考えはあるか。また、昨年九月の東海村臨界事故の教訓から行政の推進機関と安全機関との分離が指摘されている。その点から、組換えDNA実験の安全審査は環境省が担当のふさわしいと考えるがいかがか。あるいは、第三者的審査機関の設置について検討する意向はあるか。右質問する。

内閣衆質一四七第一四号
平成十二年五月十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 喜朗
内閣総理大臣 森

衆議院議員辻元清美君提出バイオ施設の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員辻元清美君提出バイオ施設の安全性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

組換えDNA技術又は病原体を用いて実験又は研究を行う施設（以下「実験研究施設」という）については、そのすべての立地や安全性の確保の状況を把握する体制になっていない。これらの施設の全国調査については、今後、関係省庁の間で必要性の有無を含めて検討してまいりたい。

また、現在把握している情報の公表の在り方については、関係実験研究施設の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれがないかどうか等の観点から検討したい。

三について

国立感染症研究所病原体等安全管理規程（昭和五十六年十一月五日国立予防衛生研究所部長會議決定）は、世界保健機関が公表した実験室バイオセーフティ指針に準拠して同研究所が定めたものであり、病原体を取り扱う他の実験研究施設においても同規程を参考にしている例があると聞いている。また、同規程の外にも、大学等における研究用微生物安全管理マニュアル（案）が学術審議会特定研究領域推進分科会バイオサイエンス部会において作成されるとともに大学に示され、農林水産省において家畜衛生試験場微生物等取扱規程（平成五年十二月一日）家畜C第七百八十七号家畜衛生試験場内部規程が定められるなど、各実験研究施設の自主的な規制の下で病原体を用いた実験又は研究が行われてきている。

世界保健機関においては、現在、実験室バイオセーフティ指針の改訂を検討中であると聞いており、その動向及び各実験研究施設の規程等を踏まえつつ、病原体の取扱いに関する法令を定める必要性等について検討してまいりたい。

四について

実験研究施設から病原体や組換え体（組換えDNA分子が移入された生細胞をいう。以下同じ）が漏出することのないように、組換えDNA実験指針（昭和五十四年八月二十七日内閣総理大臣決定）や各実験研究施設の規程等において

では、病原体等の取扱いを含めた安全管理の基準が定められており、実験装置から病原体等が漏出したとしても、施設内に封じ込められるように設備及び施設が設計され、運用されていることから、施設外に病原体等が漏出することは想定し難く、お尋ねのような調査等の手法を検討することは考えていない。

五について

お尋ねの「Safety in health-care laboratories」は、世界保健機関の公式文書ではなく、内容についてはその著者が責任を持つとされていると承知している。また、同文書の十六ページにおいては、高度封じ込め実験検査室あるいは感染リスクの高い実験検査室は、患者のいる場所や公共部分あるいは人の行き来が多い通路から離れて設置すべきである旨が記載されているが、これは、病院等の施設内においてどこに実験検査室を配置するかを論じているものであり、実験検査室が住宅地及び公衆の集まる地域に立地することは是非を論じているものではないと承知している。

なお、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域内の建築物については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）により、その用途に応じてその建築が制限されている。

六について

実験研究施設については、それぞれの施設ごとに設備の内容、取り扱われる物質等が多岐にわたる、一律に工場に該当するとしたり、住居の環境を保護する上で支障があると判断することはできないことから、建築基準法別表第二（二）

項第三号(内)の規定に基づく政令により、住居の環境を保護する上で支障がある事業として定めることは適當ではないと考えている。

七について

実験研究施設が建築基準法別表第二(四)項第二号に掲げる建築物に該当するか否かについては、名称等による形式的な判断ではなく、個々の施設ごとに建築計画等を勘案して実質的に判断すべきものと考えている。

八について

建築基準法第二十七条第二項第二号に規定する危険物は、防火上の安全性を確保する観点から定められているものであり、病原菌類を当該危険物の対象とすることは適當ではないと考えている。

病原菌類を取り扱う施設においては物理的封じ込め、生物学的封じ込め等の措置を適切に講ずることが重要であり、現時点において、建築物の構造について特段の規制を行うことは考えていない。

九について

実験研究施設においては、組換えDNA実験指針等に基づき、病原体等の物理的封じ込め、生物学的封じ込め等の措置を適切に講ずることにより安全性を確保することが重要であり、現時点において、建築物の耐震性について特段の規制を行うことは考えていない。

なお、地震によって病原体等の漏出による重大な事故が起こった例も報告されていない。

組換えDNA実験は、組換えDNA実験指針

等に基づいて実施されており、同指針においては、実験終了後、お尋ねの有効に機能しなかったベクターを含め、実験に係る生物に由来するすべての廃棄物等を廃棄の前に不活化すること、試料及び廃棄物を一定の基準に従って保管すること並びに試料及び廃棄物の記録を作成し、保存することが定められている。

なお、国公立及び民間の実験研究施設が実施する組換えDNA実験については、その実施件数が科学技術庁に報告されるとともに、安全性評価等のために国の指導の下に行ったものについては、組換え体の保存及び処分状況を含めた実験結果の概要も報告されている。

十一について

病原体や組換え体の輸送は、郵便、民間運送事業等として行われている。

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第十四条により、生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が附着していると認められる物は、官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除き、郵便物として差し出すことができないとされている。生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が附着すると認められる物のうち、官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものについては、郵便規則(昭和二十二年通信省令第三十四号)第八条第一項第三号等により、びん、かん等に入れ、これを内容品が漏出しないうよう密封した上、外部の圧力に耐える堅固な箱に納め、箱には、万一容器は破損しても完全に漏出物を吸収するよう綿その他の柔軟な物を

詰め、郵便物の表面の見やすいところに品名及び「危険物」の文字を朱記することとされている。

なお、組換えDNA実験指針においては、組換え体の運搬について、同様の取扱いをするよう定めている。

さらに、国際連合危険物輸送専門委員会等は、輸送にかかわる者及び一般公衆の安全を確保すること等を目的としたガイドラインを示しており、これに沿って航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)等により所要の規制が行われている。

これらの法令、ガイドライン等の適切な実施によって、輸送中の病原体等の漏出の防止に努めているところである。

十二について

バイオテクノロジーは、実用化段階では食品産業、化学工業、医薬品産業、農林水産業等の幅広い分野で用いられており、現在、関係省庁が連携を図りつつ、それぞれの所管分野において安全性の確保に努めている。中央省庁等改革後も、関係省が連携して安全性の確保に取り組んでまいりたい。

また、組換えDNA実験の安全性評価については、現在、科学技術庁又は文部省において、専門家で構成される科学技術会議ライフサイエンス部会組換えDNA技術分科会又は学術審議会バイオサイエンス部会組換えDNA専門委員会の審議を経て行っているが、中央省庁等改革後も、文部科学省において、これまでと同様に

専門家による審議を経た上で、適切に行うこととしたいと考えている。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十二年三月十四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針等(第三条・第五条)
- 第三章 概要調査地区等の選定(第六条・第十条)
- 第四章 最終処分の実施等
 - 第一節 拠出金(第十一条・第十五条)
 - 第二節 最終処分の実施(第十六条・第二十条)
 - 第三節 最終処分施設の保護(第二十一条・第三十三条)
- 第五章 原子力発電環境整備機構
 - 第一節 総則(第三十四条・第三十八条)
 - 第二節 設立(第三十九条・第四十三条)
 - 第三節 管理(第四十四条・第五十五条)
 - 第四節 業務(第五十六条・第六十二条)
 - 第五節 財務及び会計(第六十三条・第六十八条)
 - 第六節 監督(第六十九条・第七十条)
 - 第七節 雑則(第七十一条・第七十四条)
- 第六章 指定法人(第七十五条・第八十三条)

第七章 雑則(第八十四条―第八十六条)

第八章 罰則(第八十七条―第九十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定放射性廃棄物」とは、使用済燃料の再処理後に残存する物を固型化したものをいう。

2 この法律において「最終処分」とは、地下三百メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透することがないように必要な措置を講じて安全かつ確実に埋設することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分することをいう。

3 この法律において「発電用原子炉」とは、原子力基本法(昭和三十一年法律第百八十六号)第三条第四号に規定する原子炉であつて、次に掲げるものをいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第百八十六号)次号において「原子炉等規制法」という。

第二十三条第一項第一号に規定する実用発電

用原子炉

二 原子炉等規制法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉であつて、発電の用に供するものとして政令で定めるもの

4 この法律において「使用済燃料の再処理後」とは、使用済燃料(発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質(原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。))をいう。第五十六条第二項第一号を除き、以下同じ。から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済燃料を化学的方法により処理した後をいう。

5 この法律において「概要調査地区」とは、精密調査地区を選定するため、文献その他の資料により将来にわたつて地震、噴火、隆起、侵食その他の自然現象(以下「地震等の自然現象」という。))による地層の著しい変動の生ずるおそれが少ないと考えられる地域内において、最終処分を行おうとする地層及びその周辺の地層について、ボーリングの実施その他の政令で定める方法により、これらの地層及びその地層内の地下水の状況その他の事項を調査する地区をいう。

6 この法律において「精密調査地区」とは、最終処分施設建設地を選定するため、前項に規定する調査(以下「概要調査」という。))により最終処分を行おうとする地層が将来にわたつて安定し、かつ、当該地層内で坑道の掘削に支障がないと考えられる概要調査地区内において、当該地層又はその周辺の地層内に必要な測定及び試験を行う施設で政令で定めるものを設けることにより、これらの地層の物理的及び化学的性質を調査する地区をいう。

7 この法律において「最終処分施設建設地」とは、前項に規定する調査(以下「精密調査」という。))により当該地層の物理的及び化学的性質が最終処分施設の設置に適していることが明らかにした精密調査地区内において、最終処分施設を建設しようとする地点をいう。

8 この法律において「最終処分施設」とは、特定放射性廃棄物の最終処分を行うために設置される一群の施設であつて、特定放射性廃棄物の搬送用の設備及び埋設用の坑道その他政令で定める施設から構成されるものをいう。

9 この法律において「発電用原子炉設置者」とは、発電用原子炉を設置し、又は設置していた者をいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 通商産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針(以下「基本方針」という。))を定め、これを公表しなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方向
- 二 概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地(以下「概要調査地区等」という。))の選定に関する事項
- 三 前号の選定に係る関係住民の理解の増進のための施策に関する事項
- 四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項
- 五 特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の

開発に関する事項

六 特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民の理解の増進のための施策に関する事項

七 その他特定放射性廃棄物の最終処分に關する重要事項

3 通商産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会(前項第四号及び第五号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するもの)であつては、原子力安全委員会(の意見を聴かなければならない。))の決定を経なければならない。

4 通商産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更する必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定について準用する。

(最終処分計画)

第四条 通商産業大臣は、基本方針に即して、通商産業省令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画(以下「最終処分計画」という。))を定め、これを公表しなければならない。

2 最終処分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の量及びその見込み
- 二 前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の規模及び能力に関する事項
- 三 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の

設置に関する事項

四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施の方法に関する事項

五 その他特定放射性廃棄物の最終処分の実施に關し必要な事項

三 通商産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会(前項第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に關するものにあつては、原子力安全委員会)の意見を聴かなければならない。

四 通商産業大臣が最終処分計画を定めるには、閣議の決定を経なければならぬ。

五 通商産業大臣は、第二項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴かなければならない。

六 通商産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更する必要があるときは、最終処分計画を改定するものとする。

七 第一項から第五項までの規定は、前項の規定による最終処分計画の改定について準用する。

(実施計画)

第五条 原子力発電環境整備機構(以下「機構」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、最終処分計画に従い、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に關する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 最終処分を行わなければならない特定放射性廃棄物の量及びその見込み

二 前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の種別、規模及び能力に関する事項

三 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項

四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施の方法に關する事項

五 その他通商産業省令で定める事項

三 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し、実施計画の変更を命ずることができる。

第三章 概要調査地区等の選定

(概要調査地区の選定)

第六条 機構は、概要調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画(前条第一項前段の規定による承認を受けた実施計画をいい、同項後段の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従い、次に掲げる事項について、あらかじめ、文献その他の資料による調査(次項において「文献調査」という。)を行わなければならない。

一 概要調査地区として選定しようとする地区及びその周辺の地域において過去に発生した地震等の自然現象に関する事項

二 前号の地区及び地域内に活断層があるときは、その概要に關する事項

三 その他通商産業省令で定める事項

二 機構は、前項の規定により文献調査を行ったときは、その結果に基づき、通商産業省令で定めるところにより、当該文献調査の対象となつた地区(以下この項において「文献調査対象地区」という。)のうち次の各号のいずれにも適合していると認めるものの中から概要調査地区を選定しなければならない。

一 当該文献調査対象地区において、地震等の自然現象による地層の著しい変動の記録がないこと。

二 当該文献調査対象地区において、将来にわたつて、地震等の自然現象による地層の著しい変動が生ずるおそれが少ないと見込まれること。

三 その他通商産業省令で定める事項

三 機構は、前項の規定により概要調査地区を選定したときは、前条第一項後段の規定により、その承認実施計画に係る同条第二項第三号に掲げる事項の変更について通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(精密調査地区の選定)

第七条 機構は、精密調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画に従い、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該承認実施計画の第五条第二項第三号の概要調査地区を対象とする概要調査を行わなければならない。

一 当該概要調査地区内の最終処分を行おうとする地層及びその周辺の地層(以下この条において「対象地層等」という。)における地震等の自然現象による対象地層等の変動に關する事項

二 当該対象地層等を構成する岩石の種類及び性状に關する事項

三 当該対象地層等内に活断層があるときは、その詳細に關する事項

四 当該対象地層等内に破砕帯又は地下水の水流があるときは、その概要に關する事項

五 その他通商産業省令で定める事項

二 機構は、前項の規定により概要調査を行ったときは、その結果に基づき、通商産業省令で定めるところにより、当該概要調査の対象となつた概要調査地区のうち次の各号のいずれにも適合していると認めるものの中から精密調査地区を選定しなければならない。

一 当該対象地層等において、地震等の自然現象による地層の著しい変動が長期間生じていないこと。

二 当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。

三 当該対象地層等内に活断層、破砕帯又は地下水の水流があるときは、これらが坑道その他の地下の施設(次条第二項各号において「地下施設」という。)に悪影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれること。

四 その他通商産業省令で定める事項

三 前条第三項の規定は、精密調査地区の選定について準用する。

(最終処分施設建設地の選定)

第八条 機構は、最終処分施設建設地を選定しようとするときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画に従い、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該承認実施計画の第五条第二項第三号の精密調査地区を対象とする精密調査を行わなければならない。

一 当該精密調査地区内の最終処分を行おうと

する地層(以下この条において「対象地層」という。)を構成する岩石の強度その他の当該対象地層の物理的性質に関する事項

二 当該対象地層内の水素イオン濃度その他の当該対象地層の化学的性質に関する事項

三 当該対象地層内に地下水の水流があるときは、その詳細に関する事項

四 その他通商産業省令で定める事項

2 機構は、前項の規定により精密調査を行ったときは、その結果に基づき、通商産業省令で定めるところにより、当該精密調査の対象となつた精密調査地区のうち次の各号のいずれにも適合していると認めるものの中から最終処分施設建設地を選定しなければならない。

- 一 地下施設が当該対象地層内において異常な圧力を受けるおそれがないと見込まれること
- 二 地下施設が当該対象地層内において異常な腐食作用を受けるおそれがないと見込まれること
- 三 その他当該対象地層の化学的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること

三 当該対象地層内にある地下水又はその水流が地下施設の機能に障害を及ぼすおそれがないと見込まれること。

四 その他通商産業省令で定める事項

3 第六条第三項の規定は、最終処分施設建設地の選定について準用する。

(最終処分施設の設置)

第九条 機構は、前条第二項及び第三項の規定により選定された最終処分施設建設地において、

最終処分施設を設置するものとする。

(省令への委任)

第十条 この章に定めるもののほか、概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 最終処分の実施等

第一節 抛出品

(抛出品)

第十一条 発電用原子炉設置者は、その発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分業務(第五十六条第一項に規定する機構の業務をいう。以下同じ。)に必要な費用に充てるため、毎年、一の機構に対し、抛出品を納付しなければならない。

2 前項の抛出品の額は、当該機構ごとの特定放射性廃棄物の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額に当該発電用原子炉設置者の発電用原子炉の前年一月一日から同年十二月三十一日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の量を乗じて得た額とする。

3 前項の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額は、当該機構ごとに、その承認実施計画に従つて特定放射性廃棄物の最終処分業務を行うために必要な費用の総額と最終処分を行う特定放射性廃棄物の総量とを基礎として通商産業省令で定める。

4 第二項の特定放射性廃棄物の量の算定的方式は、通商産業省令で定める。

(機構の名称等の届出)

第十二条 発電用原子炉設置者は、その発電用原

子炉設置者となつた日から十五日以内に、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項の規定により抛出品を納付する機構の名称及び住所を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 その設置している発電用原子炉のすべての運転を廃止した発電用原子炉設置者は、その廃止した日から三十日以内に、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の届出を受理したときは、当該届出に係る事項を当該機構に通知するものとする。

(変更手続)

第十三条 前条第一項の規定による届出をした発電用原子炉設置者は、第十一条第一項の抛出品を納付する機構を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする発電用原子炉設置者は、その機構を変更しようとする日の属する年の前年十月一日までに、その旨、変更しようとする理由その他通商産業省令で定める事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の申請書の提出があつた場合において、その変更が当該発電用原子炉設置者の現に届け出ている機構の承認実施計画に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき、又はその変更しようとする機構の承認実施計画に照らし不適切であると認めるときは、その申請を却下することができる。

4 通商産業大臣は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした発電用原子炉設置者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

却下の処分をするときは、その申請をした発電用原子炉設置者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、その変更しようとする日の属する年の前年十一月一日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

6 通商産業大臣は、第二項の申請につき承認の処分をしたとき(前項の規定により承認があつたものとみなされるときを含む。)は、その旨を関係する機構に通知するものとする。

(抛出品の納付等)

第十四条 発電用原子炉設置者は、各年ごとに、第十一条第一項の抛出品を、通商産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、毎年三月一日(その年に発電用原子炉設置者となつた者にあつては、そのなつた日の属する年の翌年の三月一日)までに第十二条第一項の規定により当該発電用原子炉設置者が届け出た機構(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。第三項から第五項まで、次条(第四項を除く。)、第十六条及び第八十九条第二号において同じ。)に納付しなければならない。

2 前項の申告書には、第十一条第二項の特定放射性廃棄物の量を証する書類として通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 機構は、発電用原子炉設置者が第一項に規定する期限までに同項の申告書を提出しないと、又は同項の申告書に通商産業省令で定める事項の記載の誤りがあると認めるときは、抛

金の額を決定し、これを発電用原子炉設置者に通知する。

4 前項の規定による通知を受けた発電用原子炉設置者は、拠出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した拠出金の全額を、納付した拠出金の額が同項の規定により機構が決定した拠出金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。

5 発電用原子炉設置者が納付した拠出金の額が、第三項の規定により機構が決定した拠出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の拠出金及び次条第五項の規定による延滞金があるときはこれに充当してなお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

6 拠出金の延納その他拠出金の納付に関して必要な事項は、政令で定める。

(督促及び滞納処分)

第十五条 機構は、第十一条第一項の拠出金の納付義務者が納期限までに同項の拠出金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 機構は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 機構は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る拠出金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、通

商産業大臣の認可を受けて、滞納処分をするこ

とができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 機構は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る拠出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその拠出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第二節 最終処分の実施

(最終処分の実施)

第十六条 機構は、発電用原子炉設置者が第十一条第一項の拠出金(前条第一項の規定による督促がされたときは、第十一条第一項の拠出金及び前条第五項の延滞金。以下この条及び第五十八条第一項において同じ。)を納付したときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画に従い、第五十二条第二項第三号の最終処分施設において、第十一条第一項の拠出金に係る特定放射性廃棄物の最終処分を行わなければならない。

(最終処分施設の閉鎖)

第十七条 機構は、その最終処分施設において、前条の規定による特定放射性廃棄物の最終処分(第五十六條第二項第一号の受託特定放射性廃棄物について行う最終処分と同一の処分を含む。第十九条において同じ。)が終了したときは、あらかじめ、当該最終処分施設の状況が通商産業省令で定める基準に適合していることについて、通商産業大臣の確認を受けたときに限

り、当該最終処分施設を閉鎖することができる。

第十八条 前条の場合において、機構は、当該最終処分施設に関し通商産業省令で定める事項を記録し、これを通商産業大臣に提出するとともに、その写しを当該機構の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により提出された記録を永久に保存しなければならない。

(省令への委任)

第十九条 この節に定めるもののほか、特定放射性廃棄物の最終処分の手続に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(安全の確保の規制)

第二十条 機構がこの法律の規定に基づき特定放射性廃棄物の最終処分業務(第五十六條第二項第一号に掲げる業務を含む。)を行う場合についての安全の確保のための規制については、別に法律で定めるところによる。

第三節 最終処分施設の保護

(最終処分施設の保護)

第二十一条 通商産業大臣は、機構の申請があつた場合において、最終処分施設を保護するため必要があると認めるときは、その最終処分施設の敷地及びその周辺の区域並びにこれらの地下について一定の範囲を定めた立体的な区域を保護区域として指定することができる。

2 通商産業大臣は、前項の保護区域(以下単に「保護区域」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該区域を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴かなければならない。

3 通商産業大臣は、保護区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 保護区域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、保護区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

6 保護区域内においては、通商産業大臣の許可を受けなければ、土地を掘削してはならない。ただし、機構がその業務として行う土地の掘削については、この限りでない。

7 前項の許可には、最終処分施設を保護するため必要な限度において、条件を付することができる。

8 通商産業大臣は、第六項の土地の掘削で通商産業省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

9 通商産業局長は、機構の申請があつた場合において、最終処分施設を保護するため必要があると認めるときは、保護区域内に設定されている鉱区若しくは租鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権若しくは租鉱権を取り消すことができる。

(中止命令等)

第二十二条 通商産業大臣は、最終処分施設を保護するため必要があると認めるときは、前条第六項の規定に違反し、又は同条第七項の規定により許可に付された条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査等)

第二十三条 通商産業大臣は、最終処分施設を保護するため必要な限度において、第二十一条第六項の許可を受けた者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、その事業所若しくは事務所に立ち入り、当該掘削の実施状況若しくは帳簿書類を検査させ、若しくは当該掘削の最終処分施設に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国等に関する特例)

第二十四条 国の機関又は地方公共団体が行う土地の掘削については、第二十一条第六項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、当該掘削をしようとするときは、あらかじめ、国の機関にあっては通商産業大臣に協議し、地方公共団体にあっては通商産業大臣に協議しその同意を得なければならない。

(実地調査)

第二十五条 通商産業大臣は、保護区域の指定又はその区域の拡張に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 通商産業大臣は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、

土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(公害等調整委員会の裁定)

第二十六条 第二十一条第六項の規定による通商産業大臣の処分不服がある者であつてその不服の理由が鉱業、採石業若しくは砂利採取業との調整に関するものであるもの又は同条第九項の規定による通商産業局長の処分不服がある者は、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合について準用する。

(鉱業法の準用)

第二十七条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第五十六条第一項の規定は、第二十一条第九項の規定による鉱区又は租鉱区の減少の

処分について準用する。

2 鉱業法第四十八条第四項から第六項まで及び第五十六条第三項の規定は、第二十一条第九項の規定による通商産業局長の処分に係る聴聞について準用する。

(損失の補償)

第二十八条 機構は、第二十一条第六項の許可を得ることができないため、又は同条第七項の規定により許可に条件を付されたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第二十九条 前条の規定による損失の補償については、機構と損失を受けた者との間に協議をすることができず、又は協議が調わないときは、機構又は損失を受けた者(以下「当事者」という。)は、通商産業大臣の裁定を申請することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

4 第一項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

5 損失の補償をすべき旨を定める裁定において、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

第三十条 前条第一項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもってその金額の増減を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

3 前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第三十一条 機構は、第二十一条第九項の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分又は鉱業権若しくは租鉱権の取消しによつて生じた損失を当該鉱業権者又は租鉱権者に対し補償しなければならない。

2 鉱業法第五十三条の二第二項及び第四項から第八項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第二項及び第七項中「前条」とあるのは「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第 号)第二十一条第九項」と、

「鉱区」とあるのは「鉱区若しくは租鉱区」と、同条第二項中「鉱業権」とあるのは「鉱業権若しくは租鉱権」と、同条第四項中「補償金及び前項の規定による負担金」とあるのは「補償金」と、同条第五項中「補償金の増額又は負担金の減額」とあるのは「補償金の増額」と、同条第六項及び第七項中「国」とあるのは「原子力発電環境整備機構」と読み替へるものとする。

第三十二条 国は、保護区域の指定又はその区域の拡張に関し、第二十五条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

第三十三条 国は、保護区域の指定又はその区域の拡張に関し、第二十五条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償を受けようとする者は、通商産業大臣にこれを請求しなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

第三十三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもって補償すべき金額の増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第五章 原子力発電環境整備機構

第一節 総則

(目的)

第三十四条 機構は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。

(法人格)

第三十五条 機構は、法人とする。

(名称)

第三十六条 機構は、その名称中に原子力発電環境整備機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に原子力発電環境整備機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第三十七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三

者に対抗することができない。

(民法の準用)

第三十八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第三十九条 機構を設立するには、特定放射性廃棄物の最終処分について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

第四十条 発起人は、定款及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項の事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四十一条 通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業計画書の内容が基本方針及び最終処分計画に適合するものであること。

四 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足るの経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

められること。

五 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、発電に関する原子力の適正な利用に寄与することが確実にであると認められること。

(事務の引継ぎ)

第四十二条 設立の認可があったときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第四十三条 理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによって成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第四十四条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員の定数、任期、選任方法その他役員に關する事項

五 評議員會に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 財務及び會計に關する事項

八 定款の変更に關する事項

九 公告の方法

2 機構の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第四十五条 機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、機構は、定款で副理事長を置かないことができる。

(役員の職務及び権限)

第四十六条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員欠格事項)

第四十七条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

第四十八条 機構は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

(役員選任及び解任)

第四十九条 役員を選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 通商産業大臣は、役員が、この法律、この法

律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務方法書に違反する行為をしたとき、又は機構の業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣は、役員が第四十七条の規定により役員となることができない者に該当するに至った場合において機構がその役員を解任しないとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかったときは、当該役員を解任することができる。

(役員兼職禁止)

第五十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

第五十一条 監事は、理事長、副理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第五十二条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(評議員会)

第五十三条 機構に、その運営に關する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。
3 評議員は、特定放射性廃棄物の最終処分について学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第五十四条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第五十五条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第五十六条 機構は、第三十四条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

一 概要調査地区等の選定を行うこと。
二 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

三 特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと。

四 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。

五 拠出金を徴収すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二

機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次の業務を行うことができる。

一 最終処分施設において、受託特定放射性廃棄物(原子力基本法第三条第四号に掲げる原子炉であつて発電用原子炉以外のものの運転に伴つて生じた使用済燃料(当該原子炉において燃料として使用した核燃料物質をいう。以下この号において同じ。)から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済燃料を化学的方法により処理した後に残存する物を固型化したものをいう。)について最終処分と同一の処分を行うこと。

二 前項第一号から第四号まで及び前号に掲げ

る業務のために必要な調査を行うこと。

3 機構は、前項第一号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第五十七条 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)の一部を委託することができる。

(最終処分積立金)

第五十八条 機構は、最終処分業務に必要な費用の支出に充てるため、第十一条第一項の拠出金を最終処分積立金として積み立てなければならない。

2 最終処分積立金の積立ては、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。)にしなければならない。

3 最終処分積立金は、指定法人が管理する。

4 指定法人は、通商産業省令で定めるところにより、最終処分積立金に利息を付さなければならない。

第五十九条 機構は、最終処分業務の実施に必要な費用の支出に充てるため、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けて、最終処分積立金を取り戻すことができる。

(業務の運営)

第六十条 機構は、第五十六条第一項及び第二項に規定する業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うものとし、適切な情報の公開により業務の運営における透明性を確保するとともに、概要調査地区等及び最終処分施設

設の周辺の地域の住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(業務方法書)
第六十一条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

(資料の提出の請求)
第六十二条 機構は、第五十六条第一項第五号に掲げる業務を行うため必要があるときは、発電用原子炉設置者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた発電用原子炉設置者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第六十三条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第六十四条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第六十五条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出して、その承認を受けな

なければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書及び決算報告書をその事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第六十六条 機構は、最終処分業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(借入金)

第六十七条 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(省令への委任)

第六十八条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督命令)

第六十九条 通商産業大臣は、この法律を施行す

るため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第七十条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十三条第二項及び第三項の規定は、前項の立入検査について準用する。

第七節 雑則

(解散)

第七十一条 機構の解散については、別に法律で定める。

(審査請求)

第七十二条 この法律に基づいてした機構の処分不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十三条 この法律に基づいて機構がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する通商産業大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(業務困難の場合の措置)

第七十四条 機構が経済事情の著しい変動、天災その他の事由により最終処分業務の全部又はその大部分を行うことができなくなった場合における当該最終処分業務の全部又は一部の引継ぎ、当該機構の権利及び義務の取扱いその他の

必要な措置については、別に法律で定める。

2 前項の場合において、同項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、通商産業大臣が、政令で定めるところにより、当該最終処分業務の全部又は一部を行うものとする。

第六章 指定法人

(指定等)

第七十五条 第五十八条第二項の規定による指定は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他官利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務(以下「資金管理業務」という。)を適切かつ確実に行うことができると認められるものにつき、全国を通じて一個に限り、その者の同意を得て行わなければならない。

一 最終処分積立金の管理を行うこと。
二 最終処分積立金の取戻しに關して、取り戻された最終処分積立金の額に相当する金額が確実に最終処分業務の実施に必要な費用に支出されることを確認すること。

2 通商産業大臣は、第五十八条第二項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

4 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(資金管理業務規程)

第七十六条 指定法人は、資金管理業務を行うと

きは、その開始前に、資金管理業務の実施方法その他の通商産業省令で定める事項について資金管理業務規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 資金管理業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 機構及び発電用原子炉設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした資金管理業務規程が資金管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その資金管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第七十七条 指定法人は、毎事業年度、通商産業省令で定めるところにより、資金管理業務に關し事業計画書及び収支予算書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、資金管理業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第七十八条 指定法人は、通商産業大臣の許可を受けなければ、資金管理業務の全部又は一部を

休止し、又は廃止してはならない。

(最終処分積立金の運用)

第七十九條 指定法人は、次の方法によるほか、最終処分積立金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

2 指定法人は、最終処分積立金に係る経理を、通商産業省令で定めるところにより、一般の経理と区分し、最終処分積立金を積み立てた機構ごとに、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(帳簿)

第八十條 指定法人は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、資金管理業務に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(解任命令)

第八十一條 通商産業大臣は、指定法人の役員が、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、第七十六條第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第八十二條 通商産業大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に

対し、資金管理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第八十三條 通商産業大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八條第二項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 資金管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第七十六條第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらないで資金管理業務を行ったとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、機構が当該指定の取消しに係る法人に積み立てた最終処分積立金がお存するときは、当該指定の取消しに係る法人は、通商産業大臣が指定する指定法人に当該積立金を速やかに引き渡さなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の規定により最終処分積立金を引き渡すべき指定法人を指定したときは、その旨を関係する機構に通知しなければならない。

第七章 雑則

(報告及び立入検査)

第八十四條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、発電用原子炉設置者に対し、その業務の状況に関し報告をさせ、又はそ

の職員に、発電用原子炉設置者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、資金管理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第二十三條第二項及び第三項の規定は、前二項の立入検査について準用する。

(省令への委任)

第八十五條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、通商産業省令で定める。

(経過措置)

第八十六條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第八十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十一條第六項の規定に違反して土地を掘削した者

二 第二十二條の規定による命令に違反した者

第八十八條 第二十一條第七項の規定により許可に付された条件に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三條第一項の承認を受けずに第十一條第一項の拠出金を納付する機構を変更した者

三 第二十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十三條第一項の規定による検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十五條第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

六 第六十二條第二項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

七 第八十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第八十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七條の規定による確認を受けずに最終処分施設を開鎖したとき。

二 第十八條第一項の規定に違反して、記録を作成せず、虚偽の記録を作成し、又は記録の提出をしなかったとき。

三 第十八條第一項の規定に違反して、記録の写しを公衆の縦覧に供せず、又は重要な事項について虚偽があり、かつ、写しの基となった記録と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供したとき。

四 第七十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
五 第七十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合
には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第七十八条の許可を受けずに資金管理業務の全部を廃止したとき。
二 第八十条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第八十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
四 第八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
第九十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十七条から第八十九条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十三条 第三十六条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。
第九十四条 次の各号のいずれかに該当する場合
には、その違反行為をした機構の役員は、五十万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第三十七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
三 第五十六条第一項及び第二項に規定する業

務以外の業務を行ったとき。
四 第五十八条第一項の規定に違反して最終処分積立金を積み立てなかったとき。
五 第六十九条の規定による命令に違反したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十九条並びに附則第九条、第十一八条及び第十七条の規定 公布の日
二 第三条、第四条、第五章(第三十九条並びに第五十六条第一項第三号及び第四号並びに第二項第一号を除く)、第六章、第八十九条第六号、第九十条第四号及び第五号並びに第九十一条から第九十四条まで並びに附則第六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の各号の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四章第二節(第二十条を除く)、第五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の各号の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四章第二節(第二十条を除く)、第五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の各号の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 この法律の施行の際現に発電用原子炉設置者である者がこの法律の施行前に締結した委託契約に基づきその処分を他人に委託している特定放射性廃棄物については、第十一条第一項、第十四条及び第十五条の規定は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に発電用原子炉設置者である者が第十一条第一項の規定により最初に納付すべき拠出金に対する同条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、第十四条第二項中「前年一月一日から同年十二月三十一日まで」の間とあるのは、「この法律の施行の日」の属する年の一月一日からこの法律の施行の日(前日)までの間と、第十四条第一項中「毎年三月一日(その年に発電用原子炉設置者となつた者にあつては、そのなつた日の属する年の翌年の三月一日)までに第十二条第一項の規定により」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内に第十二条第一項の規定により」とする。

2 この法律の施行の際現に発電用原子炉設置者である者が第十一条第一項の規定により最初に納付すべき拠出金の次に納付すべき拠出金に対する同条第二項の規定の適用については、同項中「前年一月一日から同年十二月三十一日まで」の間とあるのは、「この法律の施行の日からその属する年の十二月三十一日まで」の間とする。

第四条 第十一条第一項及び第二項並びに第十四条第一項の規定により毎年納付すべき拠出金のほか、この法律の施行の際現にその発電用原子炉の運転の開始の日からこの法律の施行の日の属する年の前年の十二月三十一日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物(附則第二条に規定する特定放射性廃棄物を除く)がある発電用原子炉設置者である者は、当該特定放射性廃棄物の最終処分業務に必要な費用に充てるため、この法律の施行の日の属する年から十五年目に当たる年までの間毎年、一の機構(第十一条第一項の拠

出金を併せて納付する発電用原子炉設置者にあつては、その納付する機構と同一のもの)に対し、拠出金を納付しなければならない。

2 第十一条第二項から第四項まで及び第十二条から第十九条までの規定は、前項の拠出金について準用する。この場合において、第十一条第二項中「前年一月一日から同年十二月三十一日まで」の間とあるのは「運転の開始の日からこの法律の施行の日」の属する年の前年十二月三十一日までの間と、「特定放射性廃棄物の量」とあるのは「特定放射性廃棄物(附則第二条に規定する特定放射性廃棄物を除く)の量の十五分の一」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により最初に納付すべき拠出金に対する前項において準用される第十四条第一項の規定の適用については、同項中「毎年三月一日(その年に発電用原子炉設置者となつた者にあつては、そのなつた日の属する年の翌年の三月一日)までに第十二条第一項の規定により」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内に第十二条第一項の規定により」とする。

第五条 この法律の施行の際現に発電用原子炉設置者である者に対する第十二条第一項の規定の適用については、同項中「その発電用原子炉設置者となつた日から」とあるのは、「この法律の施行の日から」とする。

(機構の設立に伴う経過措置)
第六条 附則第一条第二号の規定の施行の際現にその名称中に原子力発電環境整備機構という文字を用いている者については、第三十六条第二項の規定は、同号の規定の施行後六月間は、適用しない。
第七条 機構の最初の事業年度は、第六十三条の

規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第六十四条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四十五条第一項中「森林法を」を「森林法 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に改め、同条第九項中「附せられたを」付されたに改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 第一項の規定により特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、最終処分施設を保護するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

9 前項の規定により最終処分施設を保護するために定められた事項は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の規定の適用については、同法第二十一条第七項の規定により許可に付された条件とみなす。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「広域臨海環境整備センター」の下に、「原子力発電環境整備機構」を加える。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第十二条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号に次のように加える。

カ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第 号)第二十六條第一項

(所得税法の一部改正)
第十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

健康保険組合
健康保険組合連合会

健康保険法

を

健康保険組合	健康保険法
健康保険組合連合会	健康保険法
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第 号)

に改める。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

健康保険組合	健康保険法(大正十一年法律第七十号)
健康保険組合連合会	健康保険法(大正十一年法律第七十号)

を

健康保険組合	健康保険法(大正十一年法律第七十号)
健康保険組合連合会	健康保険法(大正十一年法律第七十号)
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第 号)

に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

四の二 原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第 号)
一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものを定めることとする。
二 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第五十六条第一項第一号から第四号まで(業務)に掲げる業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものを定めることとする。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第十六条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第九百四条の次に次の一条を加える。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第九百四条の二 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

第二条第三項第二号中「発電の用に供するものとして」を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十九号の二の次に次の一号を加える。

九十九の三 特定放射性廃棄物の最終処分に
関する法律(平成十二年法律第 号)の
施行に関する事。

第四条第百号中「前三号」を「第九十八号から
前号まで」に改める。

理 由

発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分について、基本方針、最終処分計画、概要調査地区等の選定、発電用原子炉設置者の拠出金の納付義務、最終処分に関する業務を行う原子力発電環境整備機構の設立及び指定法人に関する事項を定めること等により、発電に関する原子力に係る環境の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律
案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、発電に関する原子力の適正な利用に

資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分について、計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針等

(一) 通商産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、最終処分に関する基本方針及び五年ごとに十年を一期とする最終処分計画を、あらかじめ原子力委員会、原子力安全委員会の意見を聴いた上で、閣議の決定等を経て定め、これを公表しなければならない。

(二) 通商産業大臣は、最終処分計画における概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴かなければならない。

2 原子力発電環境整備機構

(一) 原子力発電環境整備機構(以下「機構」という。)は、通商産業大臣の認可を受けて設立され、特定放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行う。

(二) 機構は、概要調査地区等を選定しようとするときは、所要の調査を行い、その結果に基づいて選定するとともに、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(三) 発電用原子炉設置者は、特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用に充てるため、毎年、機構に拠出金を納付し、機構は、こ

の拠出金を通商産業大臣が指定する法人に積み立てなければならない。

3 最終処分の実施

(一) 機構は、最終処分計画に従い、拠出金に見合う特定放射性廃棄物の最終処分を行わなければならない。

(二) 機構が特定放射性廃棄物の最終処分を行う場合についての安全の確保のための規制については、別に法律で定めるところによる。

4 その他

機構の業務が困難となった場合の措置、指定法人に関する事項、罰則その他所要の措置について定める。

5 施行期日等

(一) この法律は、一部を除いて、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) その他必要な経過措置等について定める。

二 議案の修正議決理由

本案は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるための措置として妥当なものと認めるが、一の1の(二)の場合においては、都道府県知事等の意見を十分に尊重してしななければならない旨修正する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十二年五月十二日

商工委員長 中山 成彬

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(最終処分計画)

第四条 通商産業大臣は、基本方針に即して、通商産業省令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画(以下「最終処分計画」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 最終処分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の量及びその見込み

二 前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の規模及び能力に関する事項

三 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項

四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施の方法に関する事項

五 その他特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関し必要な事項

3 通商産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会(前項第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあつては、原子力安全委員会)の意見を聴かなければならない。

4 通商産業大臣が最終処分計画を定めるには、閣議の決定を経なければならない。

平成十二年五月十六日 衆議院會議録第三十四号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案及び同報告書 社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

5 通商産業大臣は、第二項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならない。

6 通商産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更する必要があるときは、最終処分計画を改定するものとする。

7 第一項から第五項までの規定は、前項の規定による最終処分計画の改定について準用する。

(別紙)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 最終処分事業の円滑な遂行を図るためには、概要調査地区等の関係地方公共団体の理解と協力が必要不可欠となることにかんがみ、関係地方公共団体が適切な判断を行うために必要な事前の情報提供等が的確に実施されるよう万全を期すること。

また、国及び関係する地方公共団体は、原子力発電環境整備機構による概要調査地区等の選定に当たり、十分な情報交換を行うとともに円滑な意思疎通を行うよう努めること。

二 最終処分の円滑な実施を図るためには、広範な国民からの同事業に対する十分な理解と支持を得ることが必要不可欠であることにかんがみ、必要かつ十分な情報公開に努めるとともに、その趣旨に沿って、原子力広報を抜本的に強化すること。

三 最終処分に関する安全規制については、原子

力安全委員会における検討を十分に踏まえて、その基本的な考え方を早急に提示するよう努めるとともに、具体的な規制内容等については今後の技術開発の動向等に応じ、慎重に検討を進めること。

四 原子力安全委員会の関与を十分なものとし、安全の確保に万全を期すること。

五 概要調査地区等の選定に当たっては、例えば、人口密度等の社会的条件についても十分配慮するとともに、その選定基準が明解でかつ国民の十分な理解を得られるものとなるよう関係省令を早期に策定し公表すること。

また、関係地域住民等との信頼関係の醸成と不安の払拭を図るため、原子力事業における情報公開原則の重要性を認識しつつ、その選定プロセスの透明性・公正性が確保されるよう十全の努力を払うとともに、その見地から原子力発電環境整備機構に対し十分な指導監督を行うこと。

六 原子力発電環境整備機構による最終処分事業については、同事業が高い公益性を有しかつ超長期的に実施されるものであること等にかんがみ、同事業が将来にわたり安全かつ確実に実施されるよう、体制整備を行うとともに、今後の事業の進捗状況に見合った組織づくりとその効率的運営に配慮すること。

七 電力自由化に伴い、大口電力ユーザーが既存の原子力発電事業者から原子力発電設備を有しない独立系電気事業者に電気の供給源を切替えた場合の過去の原子力利用見合い分の拠出金について、不当に業務用・家庭用の小口ユーザーに転嫁されることのないよう、公平の確保を図ること。

ること。

八 最終処分積立金の超長期的管理業務を実施することとなる指定法人の指定に当たっては、適格な経理的・組織的能力を有する法人とするとともに、いやくも天下り機関等との指摘を受けることがないよう厳正に取り組むこと。

また、資金管理業務の実態等を積極的に明らかにするとともに、外部監査制度を導入するなど透明性を確保すること。

なお、巨額の積立金は最終処分の実施に充てられるものであり、安全かつ確実に運用されるべきであり、いやくも、安易に国債等の消化手段などに利用されることのないよう十分に配慮すること。

九 最終処分事業の安全性の向上や処分費用の低減等に資するため、今後とも最終処分事業に関する技術開発に積極的に取り組むこと。

また、核種分離・消滅処理などの特定放射性廃棄物の低減に資する研究開発については、国際協力・国際貢献の視点等も加味しつつ、引き続き着実に推進すること。

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年四月二十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国民年金法関係(第三条・第四条)

第三章 厚生年金保険法関係(第五条・第七条)

第四章 国家公務員共済組合法関係(第八条・第九条)

第五章 地方公務員等共済組合法関係(第十条・第十一条)

第六章 私立学校教職員共済法関係(第十三条・第十四条)

第七章 農林漁業団体職員共済組合法関係(第十五条・第十六条)

第八章 雑則(第十七条・第二十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、日本国及び連合王国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百五十二号)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)及び農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九

十九号の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「連合王国」とは、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国をいう。

2 この法律において「連合王国年金法令」とは、協定第二条1(b)及び2に規定する連合王国の法令をいう。

3 この法律において「連合王国の領域」とは、連合王国の領域(マン島、ジャージー島及びガーンジー、ガーンジー、オルダニー、ハーム及びジェソウの諸島をいう。)を含む。をいう。

第二章 国民年金法関係

(被保険者の資格の特例)

第三条 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満である者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七条第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者となし。

- 一 日本国の領域内において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者(協定の規定により保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受けることとされた者を含むものとし、協定の規定により保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を免除することとされた者を除く。以下同じ。)として政令で定めるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 連合王国の領域内において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの(次号に掲げる者を除く。)

もの(次号に掲げる者を除く。)

- 三 第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となし、かつ、協定の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第十条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、及び私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第十五条第一項の規定により農林漁業団体職員共済組合の組合員となし、かつ、協定の規定によりドイツ連邦共和国との間の協定(以下「ドイツとの協定」という。)の規定によりドイツ年金法令(ドイツとの協定第二一条1(b)に規定する年金保険制度に係るドイツ連邦共和国の法令をいう。以下同じ。)の適用を受けないこととされた者については、適用しない。

3 第一項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の任意加入の制限)

第四条 国民年金法附則第五条第一項の規定は、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものについては、適用しない。ただし、同項第二号に該当する者については、この限りでない。

第三章 厚生年金保険法関係

(被保険者の資格の特例)

第五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金

金保険の被保険者となし。

- 一 日本国の領域内において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの(第三号及び第五号に掲げる者を除く。)

二 連合王国の領域内において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの(次号及び第五号に掲げる者を除く。)

三 日本国の領域及び連合王国の領域内において同時に就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの(第五号に掲げる者を除く。)

四 日本国又は連合王国の国籍を有する船舶において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの

五 第八条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第十条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第十三条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第十五条第一項の規定により農林漁業団体職員共済組合の組合員となし、かつ、協定の規定によりドイツ年金法令の適用を受けないこととされた者については、適用しない。

- 2 前項の規定は、ドイツとの協定の規定によりドイツ年金法令の適用を受けないこととされた者については、適用しない。
- 3 第一項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金保険の任意単独加入の制限)

第六条 厚生年金保険法第十条の規定は、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものについては、適用しない。

(厚生年金保険の加入の特例)

第七条 第五条第一項第二号に該当する者であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、厚生年金保険の被保険者となすことができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、被保険者の資格を取得する。ただし、第五条第一項第二号に該当することとなつた日から一月以内に前項の申出をした者は、その該当するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。

3 第一項の規定による被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

4 第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したとき、若しくは厚生年金保険法第十二条第一号ロに規定する共済組合の組合員若しくは同号ハに規定する私学教職員共済制度の加入者となつたとき、又は同法第十四条第五号に該当するに至つたときは、その日に)、被保険者の資格を喪失する。

一 厚生年金保険法第十四条第一号、第四号又は第五号に該当するに至つたとき。

平成十二年五月十六日 衆議院會議録第三十四号

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

一三一

二 その事業所に使用されなくなったとき。
三 厚生年金保険法第八條第一項の認可があつたとき。
四 前項の申出が受理されたとき。
五 第五條第一項第二号に該当しなくなったとき。

5 第一項及び第三項に規定する社会保険庁長官の権限は、政令の定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

6 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の一部は、政令の定めるところにより、社会保険事務所に委任することができる。

第四章 国家公務員共済組合法関係

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第八條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二條第一項第一号に規定する職員(同法第二百二十五條第一項及び第二百二十六條第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。

(大蔵大臣の権限)

第九條 大蔵大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第五章 地方公務員等共済組合法関係

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第十條 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の長期給付に関する

規定は、地共済法第二條第一項第一号に規定する職員(地共済法第四十一條第一項及び第二項、第四百二十二條第一項並びに第四百四十四條の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)及び地共済法第四百四十四條第一項に規定する公庫等職員(同法第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。

2 地共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員が、前項の規定によりその適用を受けない地方公務員共済組合の組合員となつたときは、地共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(地共済法第二條第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(主務大臣の権限)

第十一條 地共済法第四百四十四條の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第十二條 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八條の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第六章 私立学校教職員共済法関係

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第十三條 私立学校教職員共済法(以下この条に

おいて「私学共済法」という。)の長期給付に関する規定は、私学共済法第十四條第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものについては、適用しない。
一 日本国の領域内において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 連合王国の領域内において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの(次号に掲げる者を除く。)
三 日本国の領域及び連合王国の領域内において同時に就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの

2 前項の規定は、ドイツとの協定の規定によりドイツ年金法令の適用を受けないこととされた者については、適用しない。
3 第一項第二号に該当する者であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、日本私立学校振興・共済事業団に申し出て、私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者(私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者をいう。以下この条において同じ。)となることができる。

4 前項の規定による私学共済制度の加入者は、いつでも、日本私立学校振興・共済事業団に申し出て、私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受けない私学共済制度の加入者となるることができる。

5 私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者が、第一項又は前項の規定によりその適用を受けない私学共済制度の加入者となつたときは、私学共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(私学共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第二條第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

6 第一項又は第四項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準給与の月額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程(私学共済法第四條第一項に規定する共済規程をいう。)で定める。

(文部大臣の権限)

第十四條 文部大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第七章 農林漁業団体職員共済組合法関係

(組合員の資格の特例)

第十五條 農林漁業団体職員共済組合法第十四條第一項に規定する職員であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、同項の規定にかかわらず、農林漁業団体職員共済組合の組合員としない。
一 日本国の領域内において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 連合王国の領域内において就労し、かつ、

保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 日本国の領域及び連合王国の領域内において同時に就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として政令で定めるもの

2 前項の規定は、ドイツとの協定の規定によりドイツ年金法令の適用を受けないこととされた者については、適用しない。

3 第一項第二号に該当する者であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、農林漁業団体職員共済組合に申し出て、農林漁業団体職員共済組合の組合員となることができる。

4 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日から、組合員の資格を取得する。ただし、第一項第二号に該当することとなつた日から一月以内に前項の申出をした者は、その該当するに至つた日から、組合員の資格を取得する。

5 第三項の規定による組合員は、いつでも、農林漁業団体職員共済組合に申し出て、組合員の資格を喪失することができる。

6 第三項の規定による組合員は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日(その事実があつた日に更に組合員の資格を取得したときは、その日)から、組合員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。
二 その他職員でなくなつたとき。
三 前項の申出が受理されたとき。
四 第一項第二号に該当しなくなつたとき。
七 第一項に規定する者の農林漁業団体職員共済

組合の組合員の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(農林水産大臣の権限)

第十六条 農林水産大臣は、協定及びこの法律を施行するために必要があると認めるときは、農林漁業団体職員共済組合に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

第八章 雑則

(情報の提供等)

第十七条 社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団又は農林漁業団体職員共済組合(次項において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は農林漁業団体職員共済組合法(以下この項及び第二十条において「公的年金各法」という。)の被保険者、組合員又は加入者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、連合王国の権限のある当局に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、連合王国の権限のある当局から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他

の必要な措置を講じなければならない。

(経過措置)

第十八条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(実施命令)

第十九条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令・文部省令・自治省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林水産省令又は自治省令で定める。

(政令への委任)

第二十条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法の被保険者、組合員及び加入者の資格に関する事項その他の協定及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二条 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十一年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。
(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律の一部改正)

第十六条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第百二十五条第一項」を「第百二十五条」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第三条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第七百六十七條の次に次の一条を加える。
(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律の一部改正)

第七百六十七條の二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第九条見出しを含む。中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十四条(見出しを含む。中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十九条中「総理府令・文部省令・自治省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林水産省令又は自治省令」を「内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令又は農林水産省令」に改める。

平成十二年五月十六日 衆議院會議録第三十四号

社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書 母体保護法の一部を改正する法律案及び同報告書

二四

社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、日英両国の年金制度への二重加入の防止を目的に締結された「社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定」を実施するため、厚生年金保険法を始めとする公的年金各法について、被保険者の資格に関する特例等を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 被保険者の資格に関する特例

英国から我が国に一時的に派遣された者であつて、派遣期間が五年を超えない者等は、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法の被保険者となし、などの特例を設けること。

2 被保険者の加入に関する特例

日本から英国に一時的に派遣された者が、派遣期間が長期に及んだことなどによって、英国の年金法令の適用を受けることとなった場合、申し出により厚生年金保険の被保険者等となることができ、特例を設けること。

3 施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

二 議案の可決理由

社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定を実施するため、日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法の特例その他必要な事項を定めることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十二年五月十二日

厚生委員長 江口 一雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

母体保護法の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。

平成十二年四月二十八日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

母体保護法の一部を改正する法律

母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「平成十二年七月三十一日」を「平成十七年七月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

2 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法

律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第六百四条中母体保護法第十五条第一項及び第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十九条第一項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項第一号中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「第四十三条」を「第四十三条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第二号中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

母体保護法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品を販売することができ、期間を五年間延長しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品を販売することができ、期間を平成十七年七月三十一日までとする。

2 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品を販売することができ、期間を五年間延長しようとするのは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十二年五月十二日

厚生委員長 江口 一雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

母体保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一 国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、男女共同参画社会基本法による男女共同参画社会の実現に向けて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の観点から、女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康にかかわる総合的な施策を展開すること。

二 リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、女性のライフ・ステージに対応して正しい知識の普及に努めるとともに、きめ細かな相談・指導体制の整備を図ること。

三 女性の主体的な避妊を図る観点から、技術の進歩など情勢の変化も踏まえ、受胎調節実地指導員の養成・活用について検討を進めること。

四 高齢社会を迎えるに当たり、高齢女性の健康のために配慮した施策を推進するとともに、そのための調査・研究を促進すること。